



環境アセスメントに係るお知らせ

KAWASAKI CITY

平成26年12月25日

川崎市環境影響評価に関する条例第19条に基づき（仮称）大師駅前二丁目マンション計画東西街区に係る条例環境影響評価準備書及び要約書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 新宿NSビル 住友不動産株式会社 住宅分譲事業本部計画推進部長 猶原 博
	指定開発行為の名称	（仮称）大師駅前二丁目マンション計画東西街区
	指定開発行為の種類	住宅団地の新設（第2種行為） 大規模建築物の新設（第2種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市川崎区大師駅前二丁目1番1
	指定開発行為の目的	集合住宅の建設
	指定開発行為の内容	区域面積：約 22,603 m ² （準工業地域） 延べ面積：約 64,338 m ² （西街区：約 43,944 m ² 、東街区：約 20,394 m ² ） 建物最高高さ：西街区：約 44.60m、東街区：約 20.00m
	指定開発行為の施行期間	着手年月：平成25年9月（東街区） 完了予定：平成30年3月
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期 間：平成26年12月25日（木）から 平成27年 2月 9日（月）まで ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平成26年12月29日から平成27年1月3日までの期間は除きます。 時 間：午前8時30分から午後5時まで 上記期間中、本市ホームページにて当該条例環境影響評価準備書及び要約書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-1-2-0-0-0-0-0-0-0.html
	縦 覧 場 所	川崎区役所、川崎区役所大師支所及び本庁（環境局環境評価室）
	意見書の提出	・縦覧中の条例環境影響評価準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。 ・提出された意見書は個人情報伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限：平成27年2月9日（月） （郵送の場合は、平成27年2月9日消印有効） 提出先：川崎市環境局環境評価室 意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、指定開発行為の名称、図書の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。
	問 合 せ 先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156